

駐車場法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）（抄）

..... 1

○ 駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定用途） 第十八条 法第二十条第一項の自動車の駐車需要を生じさせる程度 の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観 覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎 場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ ー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育 館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場 及び共同住宅とする。</p>	<p>（特定用途） 第十八条 法第二十条第一項後段の自動車の駐車需要を生じさせる 程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場 、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場 、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カ フェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、 体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及 び工場とする。</p>